

グローバルサイン利用約款承諾書（以下「本承諾書」という）

電子証明書の利用をご希望の利用者は、サービスの利用に先立ち、グローバルサイン電子証明書サービス利用約款（以下「利用約款」という）をお読みください。電子証明書を申し込むことにより、利用者は利用約款の当事者となり、利用約款の条項に拘束されるものとします。利用約款に同意せず、料金の全額返金を希望する場合は、証明書利用可能日から7日以内に解約手続きを行なってください。利用約款の解釈につき不明点がある場合、legal@globalsign.comに電子メールでお問い合わせください。

利用約款は、EV SSL、EV コードサイン証明書もしくはSSL マネージドサービスのEV SSL用プロファイル（以下「EV 証明書」という）または認証マーク証明書の申請日をもって当社と利用者との間で成立します。

利用者	グローバルサイン
組織名	GMO グローバルサイン株式会社
事業所所在地	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-2-3 渋谷フクラス
契約書署名者氏名	代表取締役社長 中條 一郎

本承諾書は最新版の利用約款 (<https://jp.globalsign.com/repository/>) を参照しており、全ての内容を包括します。

契約書署名者の保証

本承諾書に署名することにより、契約書署名者が利用者の社印やウェブサイト、ソフトウェアに記載されている役員の署名を利用する権限を有しており、EV 証明書または認証マーク証明書を利用する責任を負うことに同意します。

本承諾書に利用者の代理人として署名する場合、契約書署名者が以下である必要があります。

- (I) 利用者の正式な権限を有する代表者
- (II) 利用者の正式な代理人として、利用約款の署名を明示的に承諾されている
- (III) EV 証明書または認証マーク証明書に含まれるドメインの利用権限を利用者が有することを確認している

証明書承認者の事前承認

証明書承認者氏名	証明書承認者ローマ字
部署名	役職

契約書署名者は本承諾書に署名することにより、証明書承認者が本承諾書の日付以降に以下を行う権限（以下「EV 権限」または「認証マーク証明書権限」という）を有することを利用者により正式に承諾されていることを保証します。

- (I) 利用者の代理人として EV 証明書または認証マーク証明書申請を行う、または証明書申請者に申請権限を付与する
- (II) EV 証明書または認証マーク証明書の発行に必要な利用者の情報を提供する、または証明書申請者に提供権限を付与する
- (III) 証明書申請者により提出された EV 証明書または認証マーク証明書申請を承認する

証明書承認を行う際、証明書承認者はユーザ ID/パスワードを利用したアカウントへのログイン、もしくは認証済みの電話番号もしくは住所に対し証明書承認者への電話や郵送を利用して口頭、書面での確認等の適切な認証を行ったうえで、証明書承認者が EV 証明書または認証マーク証明書申請を確認し、承認していることの確認を行います。

証明書承認者の EV 権限または認証マーク証明書権限が利用者によって取り消されない限り、契約書署名者は証明書承認者が EV 権限または認証マーク証明書権限を保持することに同意します。

EV 権限または認証マーク証明書権限が取り消された際には、利用者は直ちにグローバルサインに書面で通知する必要があります。

契約書署名者は以下の事項を理解することをここに表明します。

- (I) 本承諾書の締結により、利用者は利用約款のすべての条件に従うこととなること。
- (II) 本承諾書への署名により、グローバルサインと利用者は利用約款に記載されている義務に法的に拘束されること。
- (III) EV 証明書または認証マーク証明書は利用者のデジタル身元保証としての機能があること。
- (IV) EV 証明書または認証マーク証明書の不正利用には深刻な結果を引き起こす可能性があること。
- (V) EV 証明書または認証マーク証明書の紛失や不正利用により、利用者が深刻な被害を受ける可能性があること。

契約書署名者は、利用者が証明書承認者により発行依頼または承認されたすべての EV 証明書または認証マーク証明書に対し責任を持つことに同意します。

利用者組織名	
契約書署名者氏名	契約書署名者ローマ字
部署名	役職
直筆署名	日付